

全体計画認定を活用した既存不適格建築物の増築について（エキスパンションジョイント等を用いて増築を行う場合）

増築の床面積／ 基準時の延べ面積	対象箇所	新耐震基準 (S56 基準) への適合状況	全体計画認定を用いない場合 (現行法令が遡及適用される場合)	全体計画認定を用いた場合 (現行法令の遡及適用が猶予される場合)
1 / 2 以下	既存部分	昭和 56 年 6 月 1 日の 時点で施行されている 法第 20 条の規定に 適合する場合	直ちに 耐震改修促進法に基づく耐震診断基準を満 たしていることを証明すること	当面は 耐震診断、耐震改修をする必要なし 最終的に 耐震改修促進法に基づく耐震診断基準を満 たしていることを証明すること
		昭和 56 年 6 月 1 日の 時点で施行されている 法第 20 条の規定に 適合しない場合	直ちに 耐震改修促進法に基づく耐震診断基準を満 たしていることを証明すること	直ちに 耐震改修促進法に基づく耐震診断基準を満 たしていることを証明すること
	増築部分		直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と
1 / 2 超	既存部分	昭和 56 年 6 月 1 日の 時点で施行されている 法第 20 条の規定に 適合する場合	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と	当面は 耐震診断、耐震改修をする必要なし 最終的に 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と
		昭和 56 年 6 月 1 日の 時点で施行されている 法第 20 条の規定に 適合しない場合	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と	当面は 耐震改修促進法に基づく耐震診断基準を満 たしていることを証明すること 最終的に 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と
	増築部分		直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と	直ちに 最新の建築基準法令の規定に適合させるこ と